

住宅用火災警報器

取扱説明書

型式名 SS－2LF

取扱説明書

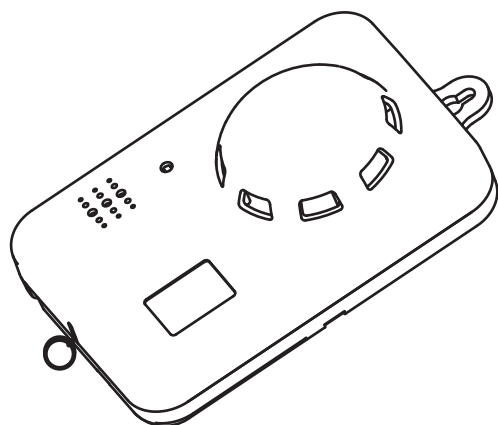
住宅用火災警報器（ハイガード）

煙式（光電式）

商品記号 SS-2LF

保証書付

ハイガード（SS-2LF）



- ・このたびは住宅用火災警報器ハイガード（SS-2LF）をお買い上げいただき、ありがとうございます。
- ・ご使用前には必ずこの取扱説明書をお読みいただき内容をよくご理解ください。
- ・この説明書は保証書を兼ねています。大切に保管してください。
- ・この商品は煙式住宅用火災警報器（電池式）で、火災による煙を感知して音声で警報を発する機能を持っています。

警報を発する機能を持っていますが、火災を防止する装置ではありません。火災などによる損害については責任を負いかねますのでご了承ください。

も く じ

	頁
1. 警報器をご使用になる皆様へ	1
2. ご使用上の注意	2
3. 各部のなまえとはたらき	3
4. 取り付け場所	3
5. 警報音を発している場合の取り扱い	6
6. 点検のしかた	7
7. お手入れのしかた	8
8. 故障かと思ったら	9
9. 仕様	10
10. アフターサービス	11
11. 廃棄する場合	11
12. 取り付けのしかた	12

1. 警報器をご使用になる皆様へ

警報器を正しくお使いいただくためや、お客様や他の人々への危害や財産への損害を未然に防止するために、この取扱説明書には絵表示をしています。

それぞれの表示と意味は以下のようになっていますので、内容をよく理解してから本文をお読みください。

・誤った設置や取り扱いによる危害や損害の程度を以下の表示で示しています。

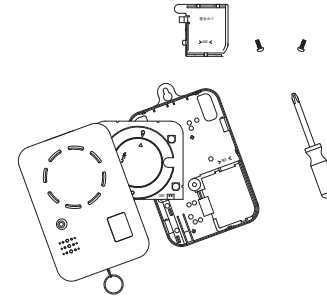
	この表示を無視して誤った取扱いをすると、使用者が死亡または重傷を負う危険が切迫して生じる場合が想定されることを表しています。
	この表示を無視して誤った取扱いをすると、使用者が死亡または重傷を負う危険が想定されることを表しています。
	この表示を無視して誤った取扱いをすると、使用者が傷害を負う可能性が想定される場合および物的傷害のみの発生が想定される場合を表しています。
	一般的な禁止
	分解禁止
	必ず行う

2. ご使用上の注意

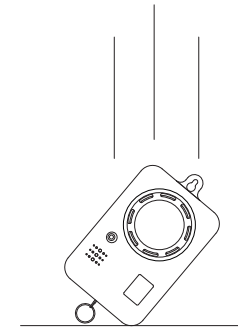
警告



・警報器は絶対に分解しないでください



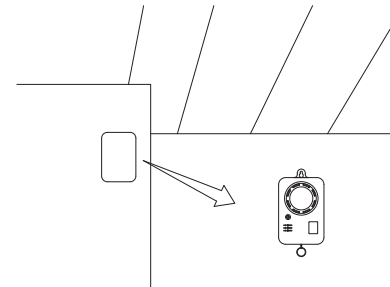
・警報器を落下させたり衝撃を与えたりしないでください
故障の原因となります



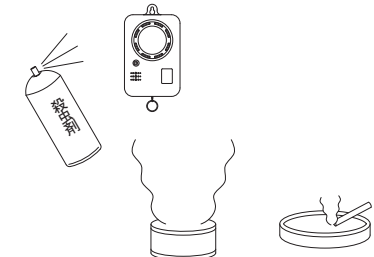
警報器の有効期限は5年です。
有効期限を過ぎた場合は、新しい警報器とお取り替えください。
規定の煙濃度で警報しないなどの誤作動の恐れがあります。

注意

・警報器は位置を移動させたり、警報器の前に物を置いたり取り付けたりしないでください
警報の遅れの原因となります



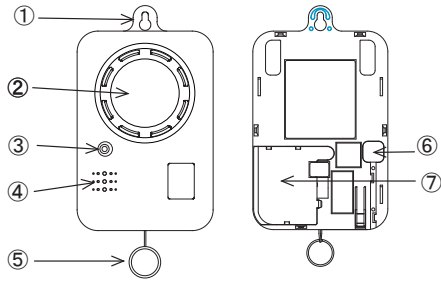
・殺虫剤（くん煙殺虫剤、加熱蒸散殺虫剤なども含む）、化粧品などのスプレーを警報器の近くで使用すると、警報器が警報を発することがありますが、しばらくすると鳴りやみます



・火災時の煙は上昇するため、2階で発生した火災を1階に取り付けた警報器で発見することはできません
・警報器を取り付けた部屋の扉やふすまを閉める時は、他の部屋で発生した火災による煙が警報器までとどかず警報を発しない場合があります
・この警報器は煙を感知して警報するもので、火災の防止装置ではありません
・この警報器は、消防法で定められた自動火災報知設備には該当しないため、それらの設備への使用や接続はできません

3. 各部のなまえとはたらき

①取り付け孔
②煙感知部
・ここで煙を感知します
③赤色ランプ（火災表示灯）
・火災時に点灯します
・監視時に赤色ランプが約10秒に1回点滅している時は電池容量が少なくなっています。
この時点検スイッチを約1秒間操作すると有効期限を確認するメッセージが流れます
④音響部
・ここから警報音声メッセージが流れます
⑤点検スイッチ（警報音声停止スイッチ）
・使用法は6、7ページを参照してください
⑥出力端子
・外部機器接続用（通常は使用しません）
⑦電池収納部



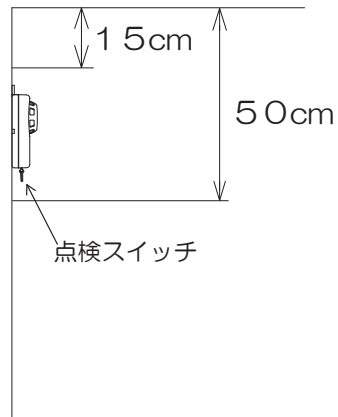
4. 取り付け場所

⚠ 注意

警報器は必ず正しい位置に取り付けてください。
誤った位置に取り付けると正常に火災による煙を感知できず、誤作動の原因となります。

1. この警報器は特に次のようなところへの設置をおすすめします。
・寝室
特にお年寄り、小さなお子様やご病気の方がお休みになっている部屋
・階段や廊下

2. 警報器の取り付け位置。
・天井面下15cmから50cmまでの範囲の壁面に取り付けてください
・警報器の点検スイッチ（警報音停止兼用）が操作しやすい位置に取り付けてください



⚠ 注意 次のような場所には取り付けないでください。正常に火災による煙を感知できず、誤作動や故障の原因となります。

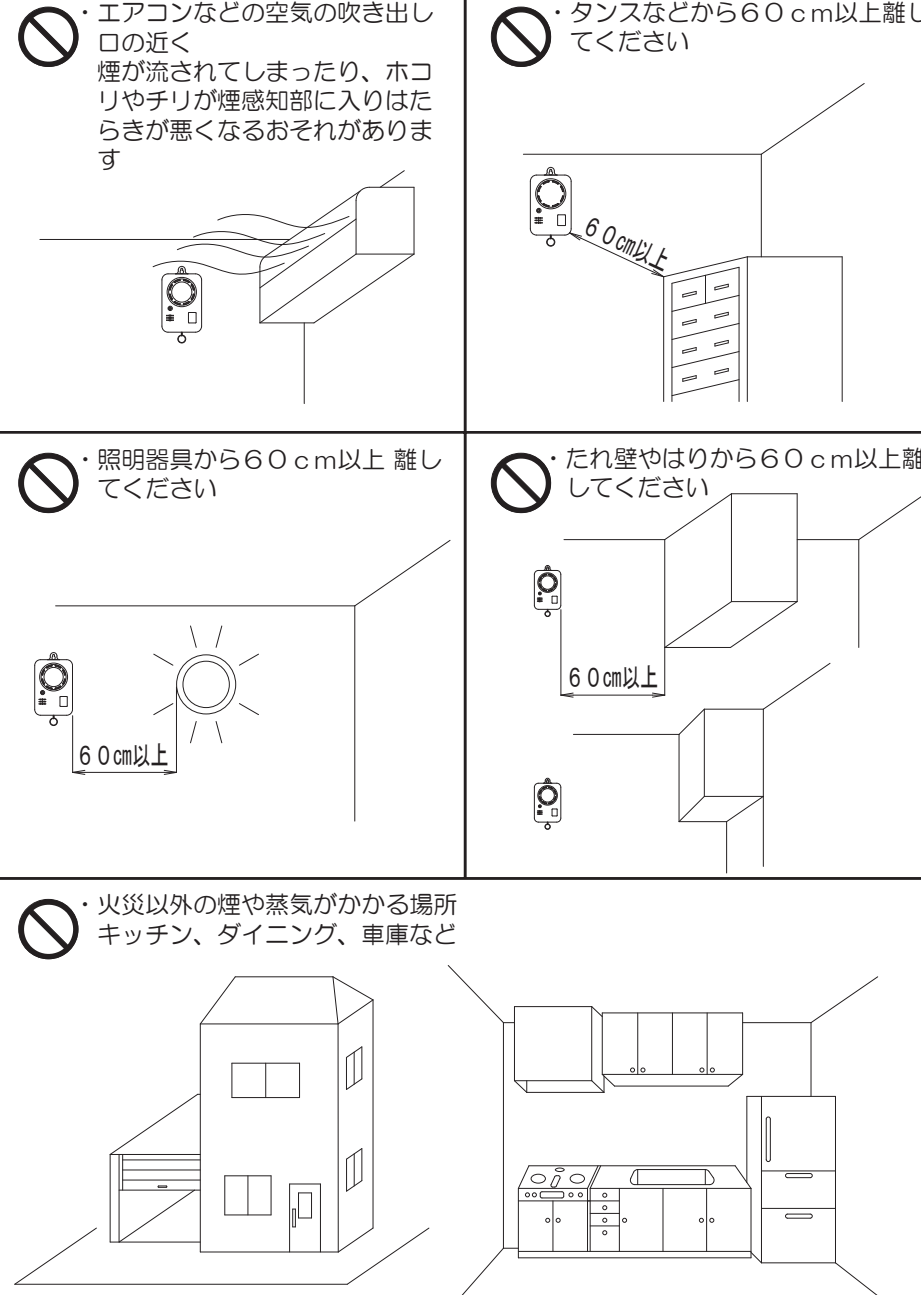
⊘ エアコンなどの空気の吹き出し口の近く
煙が流されてしまったり、ホコリやチリが煙感知部に入りはたらきが悪くなるおそれがあります

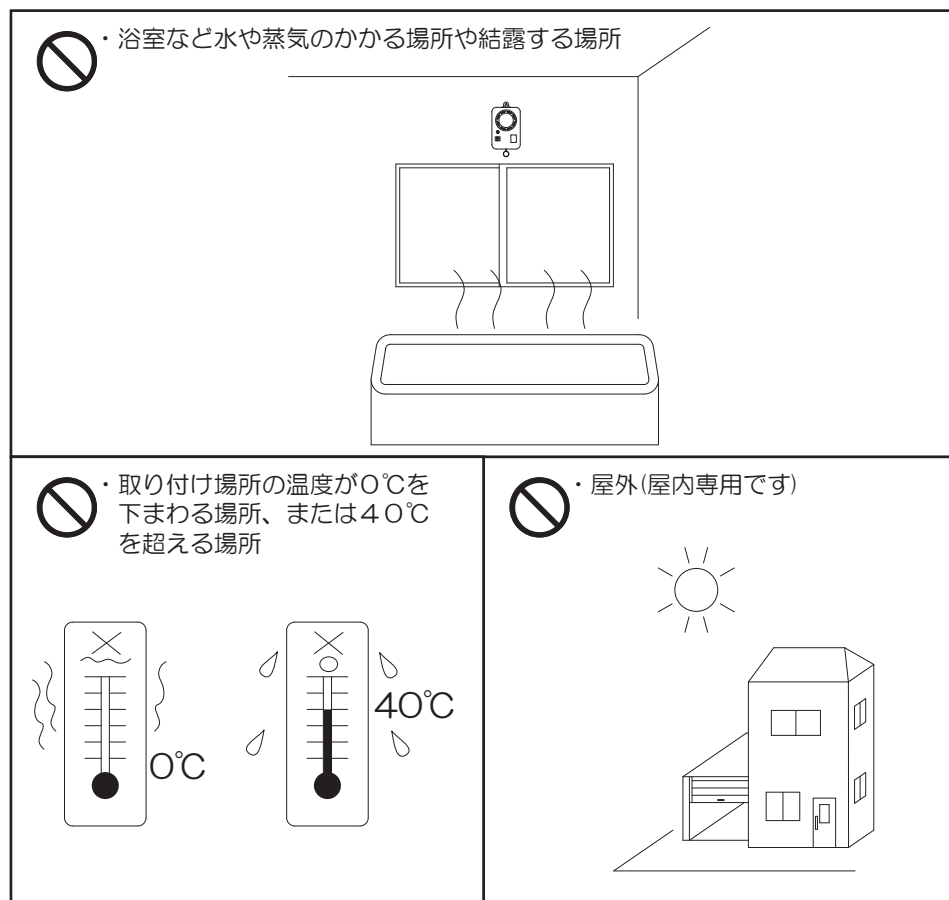
⊘ タンスなどから60cm以上離してください

⊘ 照明器具から60cm以上離してください

⊘ たれ壁やはりから60cm以上離してください

⊘ 火災以外の煙や蒸気がかかる場所
キッチン、ダイニング、車庫など

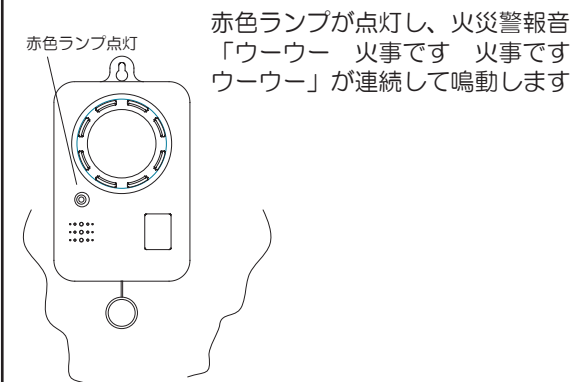




5. 警報音を発している場合の取り扱い

火災の場合

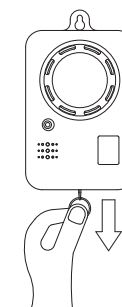
火災による煙が発生した場合
火災警報器の周囲に煙が発生した場合、右のように作動します



- ・火元を確認し、119番へ通報するなど適切な処置をしてください。
- ・避難してください。

警報を止めるとき

- ・煙が無くなれば警報音は自動的に停止します
また、赤色ランプは消灯します
- ・点検スイッチを約1秒間引くと警報音が停止します
煙が残っている場合は、約6分後に再び警報します
煙感知部の煙がなくなり、自動停止するまで警報を繰り返します
なお、赤色ランプは煙感知部に煙が無くなるまで点灯し続けます

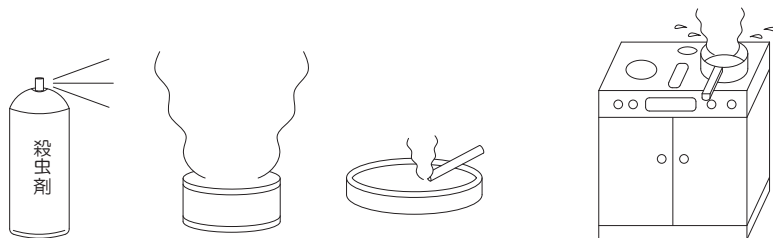


火災でない場合

⚠ 注意

火災以外でも次のような場合警報することがあります。点検スイッチを約1秒間引くか室内を換気すれば警報が止まりますので、警報器を取り外さないでください。

- ・スプレー式殺虫剤、ヘアースプレーなどが直接かかった時
- ・たばこの煙を警報器に吹きかけた時
- ・調理の煙や水蒸気などが警報器にかかった時
- ・くん煙式殺虫剤などの煙を発生させた時



6. 点検のしかた

⚠ 注意

点検時は高所作業となり、転倒や落下などの危険があります。足場の確保など安全に作業できるようにご注意ください。

- ・警報器前面の表示灯が約10秒に1回点滅しているときは電池が消耗しています。お買い求めの販売店までご連絡ください。
- ・下記の要領で1ヶ月に1回程度の点検をおすすめします。

機能の確認

① 警報器底面に付いている点検スイッチを約1秒間引いてください。

② 次の音声が鳴れば正常です。

『ウーウー 火事です 火事です ウーウー』

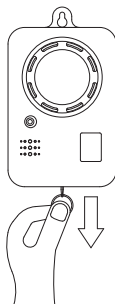
次の音声が鳴った場合は電池容量が残り少なくなっていますので、お買い求めの販売店までご連絡ください。

『ピピ 有効期限を確認してください』

③ 点検スイッチを約1秒間引いても音声が鳴らないときは、『8. 故障かと思ったら』をお読みください。

※点検時の音量は、火災警報時の約半分の音量です。

※点検時は、出力端子からは移報出力しません。



7. お手入れのしかた

煙感知部表面にホコリやくもの巣がつくと、正しく感知しにくくなります。

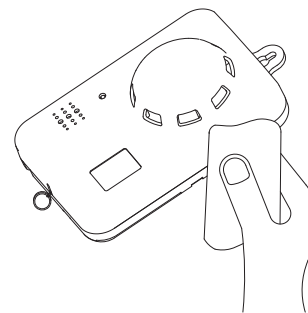
警報器がより良い状態で動作するように、お手入れをお願いします。

次の方法でお手入れしてください。

⚠ 注意

お手入れ時は高所作業となり、転倒や落下などの危険があります。足場の確保など安全に作業できるようにご注意ください。

- ・年に1回は布で煙感知部のホコリやくもの巣を拭き取ってください



- ・表面の汚れは中性洗剤を浸して固く絞った布で拭き取ってください
※ベンジン、シンナーは表面を傷めますので、絶対に使わないでください



- ・お手入れ後は『6. 点検のしかた』のとおりに作動の確認をしてください

- ・電池の寿命は通常の使用状態で5年です
電池の寿命が近づくと約10秒間隔で警報器前面の赤色ランプが1週間以上点滅し続けます
この間にお買い求めの販売店までご連絡ください
有効期限が過ぎた場合は、新しい警報器とお取り替えください

8. 故障かと思ったら

・試験などで故障と思われたとき、修理・サービスを依頼されるまえに、下表に従って点検および処置をしてください

状態	点検	処置
火災の煙でないのに警報動作する	警報器の近くで調理の煙や蒸気が滞留していないか？	煙、蒸気などを取り除く
	くん煙式殺虫剤やスプレー殺虫剤を使っていないか？	窓やドアを開け換気する
	煙感知部にホコリやくもの巣がついていないか？	付着物を取り除く
点検スイッチを約1秒間引いても音声警報が鳴らない	電池の取り付けが間違っていないか？	設置方法にしたがって正しく電池を取り付ける
	煙を感じし点検スイッチを操作しなかったか？	しばらく（約6分間）待ってからもう一度点検スイッチを引く
警報器前面の赤色ランプが約10秒に一回点滅して、点検スイッチを約1秒間引いたとき、『ピピ有効期限を確認してください』のメッセージが鳴る	— ・	電池が消耗しています お買い求めの販売店までご連絡ください
点検スイッチを約1秒間引いても煙を煙感知部に吹き入れても動作しない	— ・	警報器の故障が考えられます お買い求めの販売店までご連絡ください
警報器の音声警報が鳴りやまない	煙感知部がホコリなどで汚れていないか？	煙感知部内部がホコリなどで汚れていることが考えられます お買い求めの販売店までご連絡ください

9. 仕様

型名	住宅用火災警報器
商品記号	SS-2LF
定格	6V 250mA
電源	6Vリチウム電池
電池寿命	5年
感知方式	煙式（光電式）
感知性能	2種
警報音	火災警報音＋音声合成警報
警報音量	火災警報音70dB以上（1m）
寸法	125mm×85mm×34mm（取り付け部を除く）
質量	約160g
使用温度範囲	0℃～40℃（結露しないこと）
移報出力 ※1	オープンコレクタ（MAX. DC24V, 20mA）

※1 移報を使用する場合は別売の移報コネクタをご使用下さい

10. アフターサービス

1. 保証書

保証書はこの取扱説明書についておりますので、必ず「販売店名、お買い上げ日」など必要事項の記入をお確かめになり、保証書内容をよくお読みの上、大切に保管してください。

2. 保証期間中に修理を依頼される場合

保証期間はお買い上げ日から5年間で。

取扱説明書「8. 故障かと思ったら」に従って調べていただき、まだ異常があるときは、お求めになった販売店へ修理をご依頼ください。

修理依頼されるとき必要な内容

- ◇ 住所 ・ お名前 ・ 電話番号
- ◇ 製品名 ・ 型名 ・ お買い上げ日
- ◇ 異常内容

3. 有効期限

この商品の有効期限は5年です。

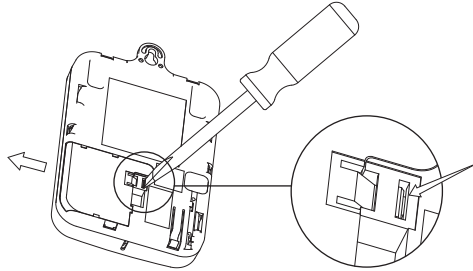
5年を経過したものは、規定の煙濃度で警報しないなど誤動作の恐れがあります。

お求めの販売店へご連絡いただき、ぜひ新しい警報器とお取り替えください。

4. アフターサービスについてのお問い合わせ

保証期間中の修理などアフターサービスについてご不明な点がございましたら、お買い求めの販売店へお問い合わせください。

11. 廃棄する場合



封印シールをはがしてこの部分にマイナスドライバーを差し込んで電池ふたを取り外し、内蔵電池を取り外してください。

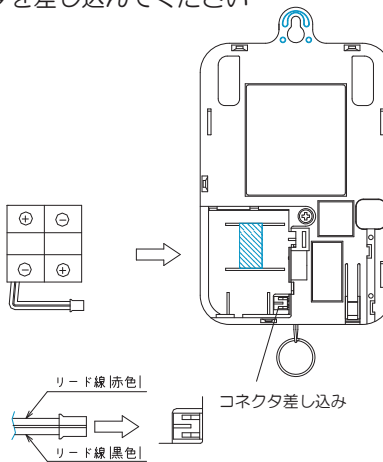
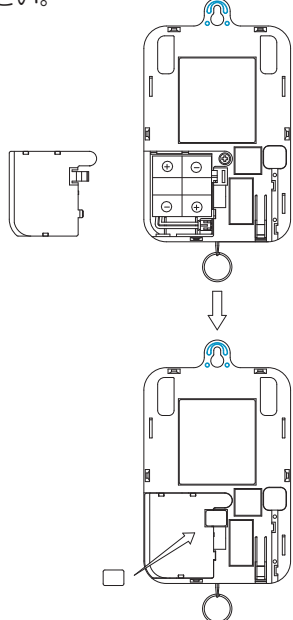
! 廃棄する場合は内蔵電池を取り外し、分別廃棄をお願いします。本警報器のリチウム電池は充電できない『一次電池』ですので、一般の不燃ゴミとして廃棄できますが、具体的な廃棄方法は各自治体の基準によります。

12. 取り付けのしかた

警報器の取り付けは次に従って行ってください。

警告 コネクタの向きを間違え無理に差し込むと、電池の発火や警報器の故障の原因となります。

- 警報器に付属電池を取り付けてください。
※電池は市販されていません
※警報器裏側電池ホルダー横にあるコネクタ差し込み、付属されているリチウム電池の赤リード線が警報器上側になるよう、電池リード線先端のコネクタを差し込んでください
- 電池ふたを取り付けたあと、添付されている封印シールを図の所に貼ってください。

- 取り付け位置を決めてください。※『4. 取り付け場所』をお読みください
- 付属の取り付けネジを壁に途中までねじ込んでください。
- 警報器上部にある、取り付け孔に取り付けネジを掛けたあと、さらにネジをねじ込んでください。
- 点検スイッチが周りの構造物に当たっていないか確認してください。
- 点検スイッチを約1秒間引き、警報メッセージが鳴ることを確認してください。

本 社	〒141-8660 東京都品川区上大崎2-10-43	☎03(3444)4111(大代) FAX03(3444)4118 http://www.hochiki.co.jp
北海道支社	〒060-0002 札幌市中央区北二条西1-1 (マイト札幌ビル5F)	☎011(241)3331(代) FAX 011(241)8863
盛岡営業所	〒020-0866 盛岡市本宮1-2-3	☎019(635)5444(代) FAX 019(635)5445
東北支社	〒980-0803 仙台市青葉区国分町2-14-18 (定禅寺パークビルチング8F)	☎022(261)7221(代) FAX 022(261)7227
福島営業所	〒960-8131 福島市北五老内町7-5 (イズム37ビル303)	☎024(534)2817(代) FAX 024(534)2841
いわき駐在事務所	〒971-8151 いわき市小名浜岡小名字高田3番7号 (大橋ビル3F)	☎0246(73)0337(代) FAX 0246(73)0338
宇都宮営業所	〒321-0934 宇都宮市築瀬3-32-13	☎028(636)4503(代) FAX 028(636)4502
上信越支社	〒370-0841 高崎市栄町4-11 (原地所第2ビル6F)	☎027(321)3700(代) FAX 027(321)6477
北関東支社	〒331-0822 さいたま市北区奈良町48-3 (MKオフィス)	☎048(665)2057(代) FAX 048(666)8778
千葉支社	〒260-0021 千葉市中央区新宿2-3-6	☎043(241)5596(代) FAX 043(247)7449
西関東支社	〒193-0835 八王子市千人町3-3-1 (第5安藤ビル3F)	☎0426(65)8241(代) FAX 0426(65)8244
東京支店	〒141-8660 品川区上大崎2-10-43	☎03(3444)4120(代) FAX 03(3444)9415
横浜支店	〒220-6118 横浜西区みなとみらい2-3-3 (クイーンズタワービルB 18F)	☎045(682)0380(代) FAX 045(682)0369
川崎営業所	〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町15-5 (十五番館ビル11F)	☎044(246)4840(代) FAX 044(246)4841
新潟支社	〒950-0078 新潟市万代島5番1号 (万代島ビル15F)	☎025(241)0411(代) FAX 025(241)7259
富山営業所	〒930-0034 富山市清水元町3-3	☎0764(21)8515(代) FAX 0764(25)5391
北陸支社	〒921-8011 金沢市入江2-179	☎076(291)1201(代) FAX 076(291)1204
長野営業所	〒380-0906 長野市鶴賀751番6号 (大成第2ビル8F)	☎026(228)3622(代) FAX 026(228)3651
静岡支社	〒422-8066 静岡市泉町7-22	☎054(202)3811(代) FAX 054(202)3820
名古屋支店	〒453-0016 名古屋市中村区竹橋町5-5 (さかえビル)	☎052(451)2381(代) FAX 052(451)1087
京都支社	〒604-0862 京都市中京区烏丸通り夷川上ル少将井町245 (藤和シテスクエア烏丸丸太町2F)	☎075(211)4376(代) FAX 075(211)4370
大阪支店	〒578-0921 大阪府東大阪市水走3-6-41	☎0729(66)8181(代) FAX 0729(66)8171
神戸支社	〒651-0086 神戸市中央区磯上通2-2-21 (三宮グランドビル10F)	☎078(272)5781(代) FAX 078(272)5788
松江営業所	〒690-0044 松江市浜乃木2-7-22	☎0852(21)0854(代) FAX 0852(27)6319
岡山営業所	〒700-0807 岡山市南方2-12-11	☎086(222)5196(代) FAX 086(222)2931
中国支社	〒730-0856 広島市中区河原町7-11 (第2パークビル)	☎082(291)4040(代) FAX 082(292)4453
福山営業所	〒720-0805 福山市御門町3-1-3 (美の鶴ビル2F)	☎0849(23)1576(代) FAX 0849(25)3764
山口営業所	〒754-0014 吉敷郡小郡町高砂町3-26 (ナガオビル303)	☎083(974)6690(代) FAX 083(974)6699
高松支社	〒760-0080 高松市木太町3区1981-4	☎087(835)1502(代) FAX 087(837)3640
九州支社	〒815-0032 福岡市南区塩原2-7-21	☎092(511)6621(代) FAX 092(511)6290
北九州営業所	〒803-0846 北九州市小倉北区下到津1-7-1	☎093(581)0129(代) FAX 093(581)9462
熊本営業所	〒862-0950 熊本市水前寺3-29-43	☎096(384)4532(代) FAX 096(382)6235
鹿児島営業所	〒890-0056 鹿児島市与次郎2-4-35 (KSC鶴池ビル4F)	☎099(258)1211(代) FAX 099(258)1484

※ご使用に際しての機器に関するお問い合わせ先、または販売店をお願いします。

販売店名

■所在地・電話番号などは変更がある場合がありますので、その節はご容赦願います。(平成15年6月現在)

保証書

このたびは住宅用火災警報器（ハイガード）をお買い上げいただき誠にありがとうございます。

お買い上げいただきました商品につきまして、本保証書記載の内容により保証させていただきます。

・	商品名	住宅用火災警報器
・	商品記号	SS-2LF
・	保証期間	お買い上げ日より5年間
・	お買い上げ日	西暦 20 年 月 日

お客さま	ご住所
	お名前
	電話

販売店	住所・氏名
	電話

ホーチキ株式会社

〒141-8660 東京都品川区上大崎2-10-43 Tel.03(3444)4111 (大代表)

保証規定

- 保証期間は、お買い上げ日から5年間といたします。
ただし、リチウム電池は通常の使用状態において5年間の保証といたします。
- 通常のお取り扱いにおいて、保証期間内に万一故障した場合の修理は無償でいたします。
- 保証期間内においても、次のような場合の修理は有料にさせていただきます。
 - ・お取り扱い上の誤りにより故障または破損した場合
 - ・不当な改造や修理により故障または破損した場合
 - ・不当な分解により故障または破損した場合
 - ・お引越しによる輸送、移動、衝撃、振動により故障または損傷した場合
 - ・保証書の紛失またはご提示のない場合
 - ・保証書の所定事項の記載漏れ、または字句を書き換えられた場合
- 本書は日本国内においてのみ有効です。
- お客さまへ
 - ・アフターサービスについてご不明な場合は、販売店へお問い合わせください。
 - ・本書にお買い上げ日ならびに販売店名の記載のないものは無効となりますので、ご購入時に必ずご確認ください。
 - ・本書は再発行いたしませんので、紛失しないよう大切に保管してください。
 - ・この保証書によってお客さまの法律上の権利を制限するものではありません。

住宅用火災警報器 ご愛用者登録カード

支払方法	
現	割
金	賦

伝票番号	
1	3
320	

西暦	取 付 年 月 日		
	年	月	日
	4		11
20			

製 造 番 号	
12	22

お 客 さ ま 番 号				C/D
23		27		33
1				

販売箇所コード			
34	36	37	39

品 名			タイプ	異名義	先方
41		46	53	54	55
SS-2LF					

取 替 前 製 造 番 号				場所
56			66	80
-				



0:単品式
5:HA連動式



A:台所	J:階段・廊下
E:居室・事務室	K:寝室
F:作業場	Z:その他
G:地下室	

G	M	扱 者

KDT80
★

お取付日	平成 年 月 日
ご使用者	ご芳名 様
	ご住所 〒 TEL () -
お支払者	ご芳名 様
	ご住所 〒 TEL () -